

### 上下水道課

## 水漏れしていませんか？ 自分でできる確認法

- ・夜、水の音がする
  - ・排水のほかに水が出ている
  - ・水道使用量が急に増えた
- このようなときは、地下や床下で水漏れしている可能性があります。早急に対処してください。
- 家中の蛇口を全部閉め、水道メーターのパイロット（写真参考）が回っていないか確認してください。少しでも回っていたら漏水です。



水道メーター  
パイロット・マーク

修理の際は、町指定の給水装置工事業者（一覧表は嵐山町のホームページ及び、広報嵐山5月号に掲載）に直接連絡し、修理を依頼してください。なお、修理費は、お客様負担となります。

水道メーターから水道蛇口等までの間で漏水しますと、給水装置の管理はお客様がしていることから、その漏水水量分も水道料金に反映されます。

水道料金に反映されます。

【水道料金の軽減制度】  
宅地内の漏水での負担軽減を目的として、水道料金の軽減制度があります。

※軽減となるのは、漏水水量分にかかる水道料金の一部です。全額が軽減になるわけではありません。

※この制度を受けることができないのは、同一給水装置所在地で一度限りです。

※漏水箇所によっては軽減されない場合もあります。

【制度について】  
○軽減の対象となる漏水  
一般家庭における発見困難な地下漏水

○軽減の対象とならない漏水  
・事実が容易に確認でき、かつ事実を知らずに放置した漏水  
・過去に水道料金の軽減措置を受けた使用者の同一給水装置所在地での漏水

○町指定の給水装置工事業者でない業者が修理した漏水

○軽減の対象期間  
漏水していた期間のうち、漏水量の最も多い1定期検針分について軽減対象とします。

○軽減となる水道料金の算出  
軽減対象期間に漏水したと思われる水量の1/2相当分の水道料金を軽減します。

水道料金  
○軽減申請書の提出  
申請用紙は上下水道課にあり、修繕を行った嵐山町指定給水装置工事業者に証明してもらい、提出してください。

○軽減決定の通知  
申請書提出後、調査の結果決定した場合、通知は給水装置使用者あてに送付されます。水道料金の軽減についてご不明な点は、上下水道課へお問い合わせください。

問合せ 上下水道課 管理担当  
☎62-10728

### 上下水道課

## 水道メーターの交換 にご協力ください

◆みなさまのご家庭にある水道メーターは、計量法に基づき、8年間で取り替える必要があります。上下水道課では、計画的に交換していますので、ご協力をお願いします。交換費用は無料です。

◆メーターの交換作業に際しては事前に「水道メーターの交換のお知らせ」を郵便でお送りします。交換作業は、そのお知らせに記載された委託業者が行いますのでご確認をお願いします。

◆交換作業中は一時的に水が使えなくなります。また、ご不在の場合でも交換させていただきます。ご了承ください。

◆交換後は一時的に濁り水が出る場合がありますので、水道の使い始めは水を少し流してご使用をお願いします。

◆ご不明な点は、上下水道課へお問い合わせください。

問合せ 上下水道課 管理担当  
☎62-10728

### 税務課

## 不審な電話にご注意 ください

町税の納付に関して、税務課職員以外の者から電話をすることはありませんので、不審な電話には十分ご注意をお願いいたします。

また、税務課職員からの納税に関する電話につきましては、直接ATM等への振込の指示をすることは絶対ありません。町税を納める場合は、町から送付された納付書をご使用ください。

町税の納付に関して、不審な電話があった場合には税務課までお問い合わせください。

なお、平成26年11月より実施しております民間委託による

コールセンター業務は10月31日をもって終了いたしました。

問合せ 税務課 収税担当  
☎62-12153

### こども課

## 第2回嵐山町「こども」 スピーチコンテストを 開催します

日時 1月23日(土)  
13時30分～15時30分

場所 町民ホール

出場者 各小・中学校毎に原稿審査による代表2名 計12名  
(小5、6年・中1、2年)

テーマ  
「私の通う〇〇小(中)学校」  
(学校の誇り、いいところを自由題で記入)

表彰  
最優秀賞(小・中学生毎に1名)  
優秀賞(小5名、中5名)  
※見学自由です。お気軽にお越しください。

主催 嵐山町、嵐山町教育委員会

後援 嵐山町PTA連絡協議会、嵐山町商工会、嵐山町観光協会

問合せ こども課 学校教育担当  
☎62-10823

### 上下水道課

## 公共下水道区域以外の方へ 嵐山町管理型浄化槽整備 推進事業のご案内です

※平成27年度中の浄化槽設置の申請は2月中にお願いいたします。なお、平成28年度の浄化槽設置の申請は随時受け付けています。

事業開始から3年半で嵐山町管理型浄化槽は543基(平成27年9月30日時点)です。今年度も嵐山町管理型浄化槽制度を利用される方が多くいらっしゃいます。多くの方が嵐山町管理型浄化槽を設置した理由として、水をきれいにするためなど環境面の理由や、費用負担が少ないなどの費用面の理由を挙げています。

### 【1】嵐山町管理型浄化槽って何ですか？

浄化槽を町民のみなさまに代わり、嵐山町が維持管理する制度です。この制度の目的は、水環境から住み良いきれいなまちづくりを推進することです。この目的を達成するためには、汚水処理能力の高い合併処理浄化槽を設置し、適切な維持管理を行うことが重要です。

### 【2】万が一の故障のときも町が保証します！

浄化槽は毎日使用するものなので、適切な維持管理や使い方が重要です。そのようなときも嵐山町管理型浄化槽なら、個人負担なく浄化槽を嵐山町が修理

### 【3】節水で浄化槽の清掃・点検の費用を節約できる！

嵐山町管理型浄化槽の制度では、浄化槽使用料をいただき、嵐山町で浄化槽の保守点検、清掃、法定検査等を行います。なお、浄化槽使用料は水道使用量に応じて決まります。ぜひとも、現在みなさまがお支払いの浄化槽の維持管理費と比較してみてください。

(浄化槽使用料金の一例・2ヵ月当たり)

水道料金(税込)	浄化槽使用料(税込)
2,000円	3,240円
3,000円	4,924円
4,000円	6,048円
5,000円	7,344円
6,000円	8,316円

### 【4】ご存知ですか？ 浄化槽の健康診断！

浄化槽はトイレや台所などの排水をきれいにします。浄化槽の力を発揮させるためには、日頃の保守点検や清掃が欠かせません。そして、年に1回、浄化

槽に異常がないかを確認するために必要なものが、「浄化槽の健康診断(法定検査)」です。検査は、埼玉県の指定検査機関が行い、費用は一般家庭用で5,000円です。なお、嵐山町管理型浄化槽は毎年受検していただきます。(費用は浄化槽使用料から負担します。)

嵐山町管理型浄化槽事業に関する疑問点等ございましたら、お気軽にご相談ください。(見積もりも無料です。見積額を確認した上で申込みをご検討ください)

お申込み・相談窓口  
嵐山町浄化槽PFI事業棟  
嵐山町大字志賀432-13  
(新埼玉環境センター(株)内)  
☎62-18177

受付時間  
月～金 8時30分～17時15分  
土 8時30分～17時

問合せ 上下水道課  
下水道担当 ☎62-10728

### 地域支援課

## あなたも 「嵐山町まもり隊」

町では、嵐山町をあらゆる面で守っていききたい、支えていきたいという、草の根的な活動を



行うグループを「嵐山町まもり隊」として登録し、活動に対する支援を行っています。

地域貢献したいとお考えの方は、ぜひ、ご登録ください。

①対象となる活動  
コミュニティ、福祉、環境、農業、防犯、防災、教育分野などでのボランティア活動

②対象となるグループ  
原則3名以上で、2年以上継続して活動できるグループ

③町が支援する内容  
嵐山町まもり隊の活動内容に応じて以下の支援を行います。(活動に対する報酬は支給しません。また、消耗品は予算の範囲内となります)

(1) ボランティア保険への加入  
活動中の事故等に対して、保険の範囲で補償を行います。

(2) 活動に必要な用具等の支給  
鎌、軍手、ゴミ袋等、清掃や除草活動に必要な用具、消耗品等の支給

④登録方法  
所定の登録申請書を地域支援課へ提出してください。

問合せ 地域支援課 政策創生活担当  
☎62-12152